

自閉症支援者認定制度①



2023年度より、自閉症 e サービスでは、自閉症支援における現場経験年数及び e サービスが指定する研修等の受講・参加実績に基づいて、**中核的な人材を育成するための認定制度**を設けます。

- ★申請条件：2022年度または2023年度年間パス取得者で、現在、福祉サービス事業所等で現場支援に従事している方・管理者。
- ★申請方法：2023年12月～2024年1月に、自閉症 e サービス所定の申請フォームより申請してください。
- ★認定証の交付：申請フォームに基づき自閉症 e サービス認定委員会で審査をし、認定証を交付します（2024年2月）。

- ①**イニシャル支援ワーカー**：常勤換算で5年以上の現場支援経験があり、自閉症 e サービスが指定する研修等について、レベル1の e ポイントが20点以上の受講・参加実績があること
- ②**ミドル支援ワーカー**：イニシャル支援ワーカー2年以上、または7年以上の現場支援経験があり、レベル2の e ポイントが20点以上の受講・参加実績で、e サービスの認定評価チェックをクリアした方
- ③**認定コンサルタント**：ミドル支援ワーカー2年以上で、レベル3の e ポイントが20点以上の講師・トレーナー等の参加実績があり、e サービスの認定評価チェックをクリアした方

お問い合わせはこちら（申請期間：2023年12月～2024年1月）

自閉症 e サービス全国ネット ホームページ
<http://www.jiheishou-e.com/>



★ eポイントとは・・・

自閉症 e サービス認定制度において、自閉症 e サービスが指定する受講・参加の実績ポイントです。全国プログラム及び各地のローカルプログラムについて、指定セミナー等で e ポイントが付与されます。

各グレードについて、2年度（2022年度～2023年度）の実績合計20ポイント以上が必要になります。

原則、自閉症 e サービスが主催・共催・協力しているセミナー等が対象

①レベル1（イニシャル支援ワーカー対応）

- ・基本講座・公開講座の受講(1P/回)
- ・実技講習等1日ワークショップに終日参加(2P/日)
- ・アセスメントセミナー等モデル付きワークショップに終日参加(2P/日)
- ・上記講座・ワークショップでの単発の講師・事例発表(2P/各講座) など

②レベル2（ミドル支援ワーカー対応）

- ・基本講座、公開講座の講師(2P/回)
- ・トピックセミナー等での単発の講師、事例発表、シンポジスト(1P/回)
- ・実技講習・アセスメントセミナー等のトレーナー（シャドウ）(2P/日) など
- ・認定コンサルタントによる認定評価チェック

③レベル3（認定コンサルタント対応） ※2024年度より適用

- ・基本講座講師（2P/回）、実技講習講師等（1P/回）
- ・モデル付きワークショップでの講師・トレーナー・ディレクター（2P/日）
- ・認定コンサルタントのシャドウ（2P/回）など
- ・認定コンサルタントによる認定評価チェック

お問合せはこちら（申請期間は、2023年12月～2024年1月）

自閉症 e サービス全国ネット ホームページ
<http://www.jiheishou-e.com/>

自閉症 e サービス全国ネット 2023年度 イニシャル支援ワーカー



「イニシャル支援ワーカー」は、自閉症支援に求められる基本知識とスキルを有し、さまざまな支援現場において、自閉症の人たちへの個別プログラムの立案・実施について、支援チームの主要メンバーとして活躍が期待できる現場スタッフまたは管理者を対象とします。

申請手順

- 2022年度または2023年度、自閉症 e サービス年間パス取得
- 常勤換算で5年以上**の現場支援実績があり、現在も支援現場においてスタッフまたは管理者として従事している（障害児・者の福祉サービス事業、学校教育現場、医療機関など）。



- レベル1のeポイント**が、2022年度・2023年度において**累積20ポイント以上**を獲得
 - ・基本講座・公開講座受講・・・2P/回
 - ・実技講習等ワークショップに終日参加・・・2P/日 など
- 原則、自閉症 e サービスが主催・共催・協力しているセミナー等が対象**



- 所定の申請フォーム（グーグルフォーム）に必要事項を記入
- 2023年12月～2024年1月に、全国ネット事務局に提出



- 内部審査を経て、イニシャル支援ワーカーとして認定し、2024年2月ごろ認定書を交付

自閉症 e サービス全国ネット 2023年度 ミドル支援ワーカー



「ミドル支援ワーカー」は、支援現場における中核的な人材として、自閉症の人が示すさまざまな行動上の問題に対処し、支援チームを取りまとめて率先して問題解決にあたるとともに、当事者・家族や地域の関係機関と連携し、地域全体の支援力を高めるために働く現場スタッフまたは管理者を対象とします。

申請手順

- 2022年度または2023年度、自閉症 e サービス年間パス取得
- イニシャル支援ワーカー2年以上の活動実績、または常勤換算で7年以上の現場支援実績があり、現在も支援現場においてスタッフまたは管理者として従事している。



- レベル2の e ポイントが、2022年度・2023年度において累積20ポイント以上を獲得
 - ・基本講座・公開講座講師・・・2P/回
 - ・その他セミナーの単発の講師・事例発表・シンポジスト・・・1P/回
 - ・実技講習等ワークショップのトレーナー（シャドウ）・・・2P/日 など



- 所定の申請フォーム（Googleフォーム）に必要事項を記入
- 2023年12月～2024年1月に、全国ネット事務局に提出
- 認定コンサルタントによる所定の認定評価チェックを受ける



- 内部審査を経て、ミドル支援ワーカーとして認定し、2024年2月ごろ認定書を交付

■ 自閉症 e サービス 認定制度（2023年度） Q&A

Q1：自閉症 e サービスの認定制度のねらいは何ですか？

A1：自閉症 e サービスが公式に認定することによって、各グレードの実績をもつ支援者であることを明らかにし、所属事業所及び関係機関から相応の活動・活躍を期待されます。

Q2：認定を希望する場合は、どのように申請すればいいですか？

A2：「イニシャル支援ワーカー」「ミドル支援ワーカー」の認定を希望する方は、2023年12月～翌年1月に所定の申請フォームから申請をしてください。**申請フォームは2023年12月にリリースします。**現場支援実績や2年度分の e ポイント獲得ポイントは、自己申告に基づいて記載してください。申請後、自閉症 e サービス全国ネット事務局及び認定委員会にて、申告内容を精査し、場合によっては、本人及び所属事業所等に聞き取り・訪問調査をさせていただきます。**2023年度、申請料は無料**です。なお、「認定コンサルタント」については、2024年度から認定制度を適用します。

Q3：各グレードの認定はいつまで有効ですか？

A3：各グレードの認定は、年度単位で更新となります。2024年2月に認定証が交付された場合は、2024年度末（2025年3月）までが有効期間になります。

Q4：どのセミナー・ワークショップが e ポイントの対象になりますか？

A4：自閉症 e サービス「全国プログラム」（オンデマンド版含む）及び各地域「ローカルプログラム」の主催・共催・協力するセミナー・ワークショップを受講されたり、アシスタントやトレーナーで参加された場合に e ポイントが付与されます。詳細は申請フォームでご確認ください。

Q5：認定コンサルタントによる認定評価チェックとはどのようなものですか？

A5：「ミドル支援ワーカー」申請者については、自閉症 e サービスが期待する支援者の資質を、所定のチェック項目に基づいて認定コンサルタントが聞き取りをさせていただき、評価チェックをおこないます。

Q6：「シャドウ」とはどのような活動になりますか？

A6：「シャドウ」はワークショップのトレーナー、または認定コンサルタントのコンサルティングに同行し、トレーナー・コンサルタントの業務を見習い、場合によっては、その場でトレーナー・コンサルタント業務を代行します。「シャドウ」をしながら、トレーナー・コンサルタントから直接指示や助言を受け、また直接質問をする機会を得ることができます。「シャドウ」を通して、トレーナー・コンサルタント業務を実地に学ぶことができます。